

京都市告示第570号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成29年2月13日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
むねやす整形外科クリニック	北区小山板倉町50番地	平成29年2月1日
医療法人林ハートクリニック	中京区御池通柳馬場西入御所八幡町231番地 シカタカトルズビルディング3階	平成29年1月1日
医療法人ふたば会 なかい耳鼻咽喉科	中京区東洞院通二条下る瓦之町391番地 京都メディカルガーデンシンフォニア御池4階	平成29年1月1日
大塚下肢静脈瘤クリニック	下京区七条通烏丸東入る真苧屋町195番地 福井ビル6F	平成29年1月1日
井村耳鼻咽喉科医院	左京区一乗寺北大丸町59番地の2	平成29年1月1日
医療法人 やの医院	伏見区醍醐南里町26-3	平成28年11月1日
きぬかけ薬局	右京区龍安寺西ノ川町7番地5	平成29年2月1日
平塚薬局・桂	西京区桂野里町49番地8 DAISHINビル 1F	平成29年1月10日
同和園訪問看護ステーション	京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地	平成28年11月21日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)